

平成20年9月11日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で、定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり3件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については経済建設委員会に、請願第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願については経済建設委員会に、請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める請願については文教厚生委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で報告は終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 平林君、15番 石橋君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について）

○議長（中上良隆君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について）

を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について）

○議長（中上良隆君）日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（橋本市報酬及

び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について) を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について(橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第4 認定第1号 平成19年度橋本市 一般会計決算の認定について

○議長(中上良隆君) 日程第4 認定第1号 平成19年度橋本市一般会計決算の認定について を議題といたします。

便宜、事項別明細書により歳出から款別に行います。決算書の76ページをお開きください。

まず、1款議会費、76ページから79ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、次に、2款総務費、78ページから133ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、次に、3款民生費、4款衛生費、132ページから205ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、次に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、204ページから239ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、次に、8款土木費、9款消防費、238ページから283ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、次に、10款教育費、284ページから349ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、348ページから351ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。20ページをお開きください。

1款市税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、20ページから23ページまで、質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）一般質問でもあったんですけど、不納欠損のところ、現年度課税でも不納欠損が、市税であるとか固定資産税でもありますし、軽自動車税のところでもあるわけなんです。滞納のところから出てくるというのはわかるんですけども、現年度課税分だけでこれだけあちこちに、国民健康保険でも出てくるんですが、出てくるというのは何か理由というか、基準があるんでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

まず個々の税によって諸般の事情で異なるんですが、例えば軽自動車税なんかですと、税額が低い金額になっておりますので、我々管理職でも特別徴収体制で回ったところでは、やはり、納めないというんじゃないしに、少額だから忘れておったというようなことで、すぐ納めますという方が比較的多かったというようなことで、そういう状況もございます。

ただ、経済的に不景気であったということ、それと、大きな要因の一つといたしましては、18年度から19年度にかけては、一般質問でもご答弁させていただきましたが、徴収体制が嘱託職員から、直営といいますか、正職員、市職員の直接の徴収に切りかえたということの中で、現年度につきましても、今までの長い間、徴収嘱託職員の徴収制度をやっておりましたので、家でおれば訪宅してもらえというような納税者の方もおられたということも一つの要因になっております。

そういうことで、今回、直接徴収に切りかえましたので、切りかえの19年度であったということの一つの要因ではなかったかというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）不納欠損ということは、納めなくてもいいというか、納めるというこ

とやと思うんですけど、今の答弁やったらちょっとかみ合っていないと思うんですけども、再度お願いいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）失礼しました。

これにつきましては、徴収体制を切りかえまして、徹底した調査を行いました。個々の滞納されておる方とか、現年度でも。そうした方々の中で、納税に関して、これ以上滞納の部分で置いておいたところで徴収の見込みがないということ、それと、今後、公会計になり、財政指標の連結決算の国の財政状況の分析の仕方の中にやはりこういう負債が入ってまいりますと、その決算内容、財政状況につきましてもマイナス部分が発生してまいります。

そういうことで、各調査した結果、落とせるものにつきましては落としていったということで、厳密には、地方税法第15条の7、第5項ということで、相続放棄などによりまして回収は明らかに困難な事例ということが大きな要因でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金、22ページから25ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、17款寄附金、24ページから53ページまで、質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）29ページ、お願いしま

す。

3節の住宅使用料のところ、住宅の使用料、現年度分で1億473万3,700円、それから、収入済額から現年度分を差し引きますと、1,315万7,620円という額のいわゆる滞納分です。これの徴収が行われたと。

質問は、私の記憶では、17年度当時でいえば、住宅使用料のいわゆる収納率が70%台であったと記憶するんですが、19年度でいえば、92あるいは93%まで収納率が引き上がっていると、20%も収納率が一気に上がったと。1番議員の一般質問の答弁の中でも、たしか18年度92%、現年度ですね、それから19年度93%という、そうした答弁もあったんですけども、飛躍的に解決できた。社会情勢からいけば非常に大変な状況もある中で、こうした飛躍的な回収ができてきている内容について、簡単に言えば、全く手をつけらんとほうっておったんでというようなことではないと思うんです。もちろん、税金と使用料というのは違うと思うんですけども、どんな努力の結果、こういう成果が上がったのかと。

これ国民健康保険税でいえば、92%を超えればありましたよね、ペナルティーがない段階という。もちろん100%をめざして頑張っていたいただきたいんですが、何か特別な手を打ったのか。非常に使用料等、滞納等が増えている中で、ぜひこれは、参考といいますか、役所全体で教訓として大いに生かしていただきたいと思うんですが、この点伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）一般質問の中でお答えいたしましたように、徴収職員2名を配置いたしまして、年間2,100回程度、昼間並びに夜も問わず徴収しております。

平成17年度につきましては、合併直後の話でございまして、若干低くなりましたけども、合併して、合併後の強化体制ということで、

合併時に強化をいたしまして、徴収を努力いたしまして、九十数%まで上がっていったということでございます。

○議長（中上良隆君）2番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）あまり教訓というか、聞こえてはこない。まあ正直な答弁かと思うんですけども、2人の職員、専門に滞納者を訪宅して使用料を徴収に回ったという結果、こうした非常に高い収納率になっていると。

税と使用料とは違うことはわかりつつも、橋本市が税金の回収ではもう訪宅はやらないと、とにかく機械的に取り立てを行うほうが収納率が上がるんだというふうな方針で、19年度からでしたか、進めているということなんですが、少し市営住宅の使用料が飛躍的に滞納者を減らしていっているということと、市税や国民健康保険税の回収に、県の回収機構を見習ってばんばん取り立てをやっていくと、訪宅もやらないと、市民の皆さんの生の声を聞かないで、とにかく、言葉は悪いか、乱暴に取り立てるんだと。

僕は、回収機構のときに申し上げたんですけど、唯一の生きるための生命保険を解約させて徴収を行うという、こういうところまで行くんじゃないかと心配しているんですよ。訪宅によって一定の前進が見られるのであれば、住宅の滞納回収で成功したことを生かして、そうした方法も取り入れられないかという点で、再度伺います。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）まず議員もご承知のことと思いますが、税と住宅の使用料というのは、徴収の処分の仕方も、税のほうは強制執行できますけども、住宅の場合は民事の裁判で決定されないとそれが確定しないというような、強制執行力というのはないというのが大きな違いです。

これまで、税は、ご承知のように、訪宅と

いうことを中心に橋本市としてはやってみりました。住宅については、先ほど部長が答弁させていただいたように、過去はそれさえも十分にできていなかったというところがありまして、今は集中的に回っていただいておりますので、そのところは飛躍的に改善してきているという状況がございます。

一方、税のほうは、訪宅をしたときになぜ入らないかという一番の問題点というのは、そこで、いわゆる分納といいますか、ちょっとでも入れますということで交渉が成立してしまうというか、なかなか金額がいわゆる課税に追いつかない部分であっても、少しでも入れていただくということで話が成立してしまって、なかなかその解消にはつながらない。減っていかない、同じ滞納者でも増えてくる一方であるとか、訪宅しなければ、結局納めてくれない、積み上がってしまうとか、あるいは、また次、また次ということで引き延ばされたりとか、訪宅することの中で解決できない問題点というのが非常に多くて、それが積み重なった結果、かなり今金額も膨らんできて、不納欠損に最終至ってしまうというような状況だったんですけれども、それを何とかやっぱり根本から解消していかないとけないというところで、いろんな調査をしまして、払える能力のある方については当然、強制的なやり方で払っていただくという考え方で現在やっております。

いろんな差し押さえをしているんですけども、それを即何がなんでもというのではなくて、差し押さえをすることによって、今までいくら文書で最終通告とか電話でも、一向に市役所のほうへも納税相談に来られない方でも、いわゆる差し押さえをすることで初めてそういった相談に来られるという方もたくさんおられますし、生命保険の話もございましたが、現に、生命保険に何万円もいくつ

も掛けて結局は税金を納めてくださっていないという方もたくさんいらっしゃいます。そんな中で、生命保険もその例外ではなしに、一応、あるものについてはその財産を押さえしていくという考え方で現在取り組んでおります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）次に、18款繰入金、19款繰越金、20款諸収入、21款市債、52ページから73ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、歳入を終わります。

それでは、一般会計決算書全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第1号については、9人の委員をもって構成する平成19年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、9人の委員をもって構成する平成19年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

平成19年度決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

1番 岡君、3番 富岡君、6番 清水君、7番 中谷和史君、8番 岡本君、11番 岩

田君、13番 瀧君、15番 石橋君、22番 楠本君、以上9人を指名いたします。

日程第5 認定第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定についてから、日程第17 認定第14号 平成19年度橋本市指定訪問看護事業特別会計決算の認定について までの13件

○議長（中上良隆君）日程第5 認定第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について から、日程第17 認定第14号 平成19年度橋本市指定訪問看護事業特別会計決算の認定について までの13件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、認定第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第3号 平成19年度橋本市簡易水道事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第4号 平成19年度橋本市国民宿舎特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第5号 平成19年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第6号 平成19年度橋本市老人保健特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第7号 平成19年度橋本市公共下水道事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第8号 平成19年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第9号 平成19年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第10号 平成19年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第11号 平成19年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第12号 平成19年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第13号 平成19年度橋本市介護サービス事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第14号 平成19年度橋本市指定訪問看護事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第2号から認定第14号までの13件については、平成19年度決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第14号までの13件については、平成19年度決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

日程第18 認定第15号 平成19年度橋本市水道事業会計決算の認定について と、日程第19 認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について の2件

○議長（中上良隆君）日程第18 認定第15号 平成19年度橋本市水道事業会計決算の認定について と、日程第19 認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定についての2件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、認定第15号 平成19年度橋本市水道事業会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第15号と認定第16号の2件については、平成19年度決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第15号、認定第16号の2件に

については、平成19年度決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時58分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長(中上良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました、平成19年度決算審査特別委員会委員長に中谷和史君、副委員長に石橋英和君が選出されました。

以上で報告を終わります。